

令和8年度消費者見守り体制促進事業研修業務
プロポーザル審査要領

令和8年3月

岩手県

このプロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度消費者見守り体制促進事業研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、「消費者見守り体制促進事業研修業務企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選定委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 選定委員会は、(2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
 なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員ごとに、評点の合計が概ね60点以上獲得していることを条件に、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

3 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点	
業務遂行能力	業務を適正・確実に実施できる組織体制が整っている	10	30
	業務を適切に実施できる経営基盤が確保されている	10	
	業務を効果的・効率的に実施するうえで必要な事業の実績がある	10	
企画提案内容	事業の目的を理解し、業務の方針・目標が的確である	10	50
	研修参加者が到達すべき状態が明確に設定されている	10	
	研修講師の経験・能力が十分である	10	
	研修を構成する項目・内容が過不足なく網羅され、それぞれの実施目的が明確である	10	
	使用する資料が有効・適切である	10	
業務費用	業務費用の積算が妥当・必要最小限であり、提案業務の内容と整合している	10	10
その他	その他、本事業の成果をより効果的なものにする提案や工夫が認められる	10	10
合 計		100	

4 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。